

5.25 京都地裁判決は歴史を汚す「女性研究者蔑視」判決である：不当判決に怒りを込めて 岡野八代（同志社大学大学院教員）

すでに、杉田水脈議員から最も多くの被害を受けた牟田和恵さんから詳細に、判決文についての批判がなされているので、わたしは、拙稿「日本軍「慰安婦」制度はなぜ、軍事「性奴隷制」であるのか」（『世界』2014年11月号）をめぐる杉田氏の発言について裁判所がどのように判断したのか、それに対する反論を述べます。

拙稿（以後、「本論文」と表記します）については、「性奴隷制って決めつけている」といった杉田氏発言を幾度も動画で発信されました。杉田氏いわく、「最初っからこれは結論ありきで、研究でもなくって、自分の考えを表明しているだけなんですよ」、「こうやって結論づけて、自分の考えをつらつら述べているだけで、こうやっていろんな雑誌に発表されている」と、なんども非難されました。しかも、雑誌に掲載された本論文をコピーした、数枚の紙をひらひらしながら、いかにも薄っぺらな論文であるかのようなジェスチャーつきです。

以下、1) 〈結論ありきで、論文ではない〉という杉田氏の発言が、単に〈結論ありき〉という意見を述べただけであるかのように、その発言内容が判決によって歪められているという大問題と、2) 日本において最大の権力をもつ与党議員の発言の社会的影響力についての考察の不在、そして3) 重要な歴史的事実をめぐる、長年の研究蓄積をふまえた学術研究の軽視、という三点から、判決に対する批判を行います。

1) 判決による「結論ありき」の歪曲：論文ではない、との杉田氏の断定を一般論にすり替える

まず、上に引用しているように、杉田氏自身は、結論ありきという言葉、私の執筆した本論文は研究ではないという意味で使っている。また、「自分の考えをつらつら述べているだけ」という言葉から考えても、研究ではないと言っているとしか理解できない。杉田氏が、わたしたちの研究全体に対して投げかけ続けた一連の発言からすれば、研究ではないものに対して科研費を使用させるべきではないと視聴者に思わせるための発言の一つだと考えざるを得ない。

しかし判決では、どういうわけか、この杉田氏のいう「結論ありき」という言葉を、彼女の一連の発言からではなく、この用語のみを切り取ってつぎのように解釈する。「学術研究や政策等に関して議論をするに際し、結論を導く上での理由ないし根拠が説得的ではないか又は希薄であることを、相手方に対して強く指摘するために用いられる表現と解され」と(p.40.強調は岡野)。

そもそも研究者であるわたしが執筆した論考に対して、〈結論ありきで、研究ではない〉という見解を流布され、研究者としてこれ以上ない侮蔑を受けた。そのため研究者としての名誉を回復してほしいというのが、わたしたちの訴えの一つである。しかし判決においては、

杉田氏が「結論ありき」として本論文について述べた内容をあえて無視して、「結論ありき」の一般的用法をわざわざ持ち出して、杉田氏の発言は「強く言い過ぎた」だけでとくに私の評価を下げたとは言えない、としているのだ。なぜ、判決は、そこまで杉田氏の発言の意図を恣意的に発言を切り取ってまで慮るのか、判決にあるまじき忖度が働いていると思わざるを得ない。

2) 与党議員の発言の影響力についての考慮の不在

さらに、たとえ「結論ありき」を裁判所が判断したように理解してみてもなお、研究者にとって、その指摘はやはり、自身の研究が否定されるに等しい言葉であることには変わりない。通常のアカデミズムの手続きを踏まえるならば、ある論文に対して「結論ありき」と「強く指摘する」のであれば、その「相手方」に相当の論拠をもって、その論文のどこが、なぜ結論ありきなのか、すなわち、たとえば結論を導くために、恣意的に議論を操作したり、先行研究の選定がとてつもなく偏っているなど、研究上あってはならない論の運び方を行っていることを示す必要がある。しかし、杉田氏は、本論文に向けてそうした論拠を発表するわけではなく、相手方の筆者であるわたしに対して指摘するのでもなく、不特定多数の聴衆の前で、自身の見解を一方向的に拡散した。

研究に対して、学術論文のなかでそうした評価が下されれば、研究者として論文を発表するという反論の機会があろう。しかし、SNS で多数のフォロワーがおり、与党の政治家である杉田氏が、櫻井よしこ氏という、民放テレビ番組においてレギュラー出演するほどの影響力をもつジャーナリストの動画テレビ番組において拡散された意見に対して、研究者にすぎないわたしは、なんら反論するすべを持たない。杉田氏の発言がどれほどの影響力をもつかについては、専門家の意見書が原告側から提出されているにもかかわらず、判決ではそれらにいったい言及されていない。

3) 学術研究に対する軽視

そもそも、本論文は、わたしが地裁に提出した陳述書でも述べたように、そして判決文でも——わたしが意図した文脈とは異なる文脈で使用/ 利用されているが——参照されるように (p.33)、次のような背景のなかで書かれている。すなわち、本論文の背景には、国際的に認識されている慰安所制度＝性奴隷制という認識が、日本では否定されているという、政治状況がある。振り返れば、こうした状況は、第一次安倍政権時 2007 年に、当時の首相が国会答弁のなかで示した、「強制連行がなかった」というまさに〈結論ありき〉の自身の信条を答弁したことに始まる。かれは、歴史的事実を無視したその暴論を正当化するために、広義と狭義の強制連行という区分を設け、強制連行における強制性とは狭義の意味——無理やり首に縄をつけてひっぱってきたような暴力的な連行や当時の官憲が直接手を下す連行——におけるものであるので、「強制連行はなかった」、したがって慰安所制度に強制性もないという詭弁を弄した。この国会答弁は日本以外の国際社会を震撼させたことは

周知の事実であり、アメリカ合衆国議会では「慰安婦」問題解決を求める決議にいたる。また、その後、安倍元首相は、当時のブッシュ大統領に謝罪することになった。

しかしながら日本では、その後、歴史認識や歴史教育に対する強い政治的介入によっていまや、「狭義の強制連行がなかった」——これも、歴史的事実に反する——から、日本軍「慰安婦」制度には強制性がない、したがって「慰安婦」制度＝性奴隷制は事実と反することが俗説となってしまった。それどころか、本件裁判で指摘されているように、この俗説が政府の正式見解にまでなってしまう、原告牟田の批判文で詳述しているように、本裁判の判決自体がそれに基づいているかのようである。

本論文は、こうした日本に広がる俗説に対して、1991年の金学順さんの告発にはじまる歴史研究の蓄積に基づいたうえで、わたしの専門とする政治思想史の知見をもって検証するために書かれたものである。なお付言すると、判決文で「本件見解」として参照されている外務審議官の発言についてであるが(p.8)、同発言が基づく「1990年代初頭以降、慰安婦問題に関する本格的な事実調査」とは、いわゆる河野談話が発表された93年の前後に行われた、元「慰安婦」の女性たちへの聞き取りを含めた、資料調査である。当時の官房長官であった河野洋平氏は、談話を読み上げたあと、続く質疑応答において強制連行の事実があったという認識なのかを問われ、「そういう事実があったと。結構です」と答えている。つまり同発言は、河野談話と同じ「事実」を参照しているにもかかわらず解釈を大きく変更したものなのだ。しかも「アジア女性基金」の事務局長を務めた和田春樹氏によれば、河野談話をまとめる過程で獲得された資料が内閣府には残っているはずだが、政府は、すべての資料の公開を拒んでいる。

河野談話発表以降も、限られた資料を読み込む形で、多くの研究がなされてきた。他方で、蓄積があるにもかかわらず、俗説が政府見解にまでなっている。こうした社会状況だからこそ、本論文のタイトルは「なぜ、軍事「性奴隷制」であるのか」と問いかけているのだ。また本論文は、専門的な研究雑誌ではない一般総合雑誌での掲載という性質上、研究論文に要求されるような、多くの先行研究を参照しながら細かに理論史をおっていくような形式をとってはいない。とはいえ、奴隷制の本質を個々の犯罪ではなく、国家の制度である点に求めるといふ、政治思想史上の知見と国際人権法の蓄積に基づく見解を簡潔に提示している。それはひとえに、学術論文という体裁をとるのではなく、一般の市民にも通じる言葉で説得的に論じるために努力しようとした結果である。専門誌ではなく、一般紙で論文を掲載しようと思ったのは、これほど俗説が流通してしまい、いまや日本社会の通説になろうとしているような状況のなかで、一人でも多くの人に読んでもらい、俗説のおかしさを考えてもらいたいと思ったからである。ところが、杉田水脈氏の「結論ありき」という発言は、本論文は読むに値しないと断じたに等しい。

1)で示したように、本判決は、「結論ありき」という言葉のみを切り取り、杉田氏の発言内容を歪めている。そのうえでさらに、本判決文は以下のように続いている。自身の長年の研究——わたしが最初に「慰安婦」についての論文を研究雑誌に公刊したのは1997年であ

り、それ以来四半世紀にわたり研究も研究発表も続けてきた――を、研究者でもない杉田氏に、「結論ありき」と評されたとしても、「原告らの人格的価値に対する社会的評価を低下させるものとは認められない」と。

一人の研究者として、一般に流布する俗説とは異なる研究上の見解を示したことに対して、その俗説に基づく見解を強く信じる者から「結論ありき」と一方的に断じられ不特定多数の人たちに流布されることが、研究者としての名誉と尊厳をいかに傷つけられたか、さらに、より多くの方に読んでもらおうと執筆した論文が、ただの紙切れのごとく扱われることが、潜在的な読者の広がり妨害する行為であるということが理解できない判決は、学術研究の重みをいっさい無視した判決であると思わざるを得ない。